

高崎市文化会館利用料金

令和1年10月1日改定
(単位：円)

令和3年4月1日改定

施設利用料金

種別	利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
ホール	平日	入場料 500円以下(無料を含む。)	11,000	16,400	22,000	27,400	38,400	49,400
		" 500円を超え1,000円以下	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400
		" 1,000円を超え3,000円以下	18,600	27,900	37,400	46,500	65,300	83,900
	土曜日・日曜日・休日	" 3,000円を超え5,000円以下	20,800	31,300	41,800	52,100	73,100	93,900
		" 5,000円を超えるもの	27,200	40,800	54,400	68,000	95,200	122,400
		入場料 500円以下(無料を含む。)	13,200	19,800	27,400	33,000	47,200	60,400
	小ホール	" 500円を超え1,000円以下	15,900	23,500	33,000	39,400	56,500	72,400
		" 1,000円を超え3,000円以下	22,500	33,500	46,700	56,000	80,200	102,700
		" 3,000円を超え5,000円以下	25,200	37,400	52,100	62,600	89,500	114,700
		" 5,000円を超えるもの	32,400	49,200	68,000	81,600	117,200	149,600
会議室		1,100	1,640	2,200	2,740	3,840	4,940	
附属設備	規則で定める額							

- 備考
- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 - 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
 - 3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的でホールを利用する場合は、「入場料1,000円を超え3,000円以下」の種別の利用料金とする。
 - 4 準備又は練習のためホールを利用する場合は、「入場料500円以下(無料を含む。)」の種別の利用料金とする。
 - 5 利用時間の延長又は繰上げによる利用料金は、1時間(30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、9時以前にあっては「午前」、22時以降にあっては「夜間」の利用時間区分に従い、当該利用料金の30パーセントの額(この額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をそれぞれ加算する。

附属設備利用料金

種別	単位	利用料金	種別	単位	利用料金
司会	台	100	フットライト	1列	370
長机	1台	60	フットスポット	1台	100
椅子	1脚	40	ストロボスコープ	一式	1,760
平	1枚	100	エリプソイダルスポット	1台	920
箱	1個	40	パーライト	1台	340
開き	1脚	50	ミラーボール	1台	570
国旗・市旗	1枚	100	センターピンスポットライト	1台	3,300
プログラムスタンド	1台	60	ハロゲンピンスポットライト	1台	920
舞台用黒板(ホワイトボード)	1台	100	ムービングスポット	1台	1,100
音響反射板	一式	3,680	エフェクトマシナー式(マシン系1台及び先玉・ディスクを含む。)	一式	780
ピアノ(外国製)(調律料は含まない。)	1台	11,700	プロジェクタースポットライト	1台	690
ピアノ(国内製)(調律料は含まない。)	1台	5,940	その他マシナー式	1台	570
アップライトピアノ(調律料は含まない。)	1台	1,100	ハイスタンド	1台	240
ピアノ用椅子(椅子のみ利用の場合)	1脚	100	スタンド・ベーススタンド	1台	100
チェンパロ(調律料は含まない。)	1台	5,940	カラーフィルター	1枚	490
コントラバス用椅子	1脚	60	移動調光卓	1台	1,100
指揮台	1台	250	拡声装置(音響調整卓)	一式	3,300
指揮者用譜面台	1台	100	(ダイナミックマイクロホン2本付)		
譜面台	1台	60	ダイナミックマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	480
譜面灯(手元明かりを含む。)	1灯	60	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,860
せり上げ装置	一式	1,230	コンデンサーマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	1,230
所作台	一式	5,600	ステレオコンデンサーマイクロホン	1本	1,760
鳥屋	一式	1,100	吊りマイクロホン装置(マイクは含まない。)	一式	570
松羽目	一式	3,740	エアモニターマイクロホン	一式	240
竹羽目	一式	3,740	補助ミキサー(補助調整卓)	1台	570
屏風	1双	1,860	移動式拡声装置(マイクロホン2本付き。)	一式	1,860
緋毛せん(大)	1枚	600	録音・再生機	1台	980
緋毛せん(小)	1枚	170	跳返りスピーカー	1台	930
人形立	1本	40	マイクスピーカー	1本	100
上敷	1枚	150	D.I / トランス	1台	220
地がすり	1枚	1,100	マルチケーブル	一式	320
大太鼓	1台	600	35ミリ映写機(スクリーン等を含む。)	一式	7,480
高座用座布団	1枚	160	スクリーン	1枚	1,320
長座布団	1枚	100	簡易スクリーン	1枚	350
ドライアイスマシン(ドライアイスは含まない。)	1台	2,480	DLP プロジェクター	1台	2,200
スモークマシン	1台	2,480	指し器(レーザーポインター)	1本	240
紗幕・ジョーゼット幕	1枚	1,100	持込電気器具	1キロワット	220
バレエマット(120センチメートル)	1枚	460	シャワー室	1室	570
バレエマット(90センチメートル)	1枚	390	小ホール	1時間	3,480
調光装置	一式	2,300	第一楽屋	1時間	320
ボーターライト(準備等の場合は無料)	1列	1,540	第二楽屋	1時間	320
スポットライト(1キロワット)	1台	270	第三楽屋	1時間	320
スポットライト(500ワット)	1台	150	第四楽屋	1時間	320
ローア・ホリゾンライト	一式	3,960	小ホール	1時間	560
アッパーホリゾンライト	一式	3,960	小会議室	1時間	320
天井反射板ダウンライト	一式	1,760			
ストリップライト(6尺)	1台	690			

- 備考
- (冷暖房設備の)最低利用限度時間は、1時間とし、1時間を超える利用時間は30分(30分未満の端数が生じたときは、これを30分として計算する。)を単位として算定する。
- (注) この表による利用料金(冷暖房設備に係るものを除く。)の額は、条例別表に規定する利用時間区分による午前、午後及び夜間ごとに算定するものとする。ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合には、当該回数をもって算定するものとする。